

(別紙) 番号法第19条第8号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表における情報提供の根拠) に定める事務

No	提供先	法令上の根拠 (項番)	提供先の用途	提供する情報
1	全国健康保険協会	二	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
2	健康保険組合	三	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
3	全国健康保険協会	六	船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
4	都道府県知事	十三	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
5	市町村長	十六	児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの、及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
6	都道府県知事	十九	児童福祉法による障害児入所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法第二十一条の五の三十一に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの、及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
7	都道府県知事等	二十の二	児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
8	市町村長	二十七	予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
9	都道府県知事	三十八	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
10	都道府県知事等	四十二	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
12	市町村長	四十八	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく(条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
12	法務大臣	五十五の二	出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
13	日本私立学校振興・共済事業団	五十六	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの

14	国家公務員共済組合	六十五	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
15	市町村長又は国民健康保険組合	六十九	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
16	市町村長又は国民健康保険組合	七十	国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
17	市町村長	七十一	国民健康保険法による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	戸籍関係情報であって主務省令で定めるもの 母子保健法による妊娠の届出に関する情報であって主務省令で定めるもの 失業等給付関係情報であって主務省令で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
18	都道府県知事等	八十一	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
19	地方公務員共済組合	八十三	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
20	市町村長	八十七	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
21	市町村長	九十五の二	母子保健法による養育医療の給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
22	厚生労働大臣	百十一	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
23	後期高齢者医療広域連合	百十五	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
24	都道府県知事等	百二十五	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
25	市町村長	百三十一	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
26	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	百三十七	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
27	独立行政法人日本学生支援機構	百四十一	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの

28	都道府県知事又は市町村長	百四十五	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
29	都道府県知事	百五十八	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
30	都道府県知事等	百六十一	外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱いに準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
31	都道府県知事	百六十四	特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
32	都道府県知事	百六十五	肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
33	都道府県知事	百六十六	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
34	都道府県知事	百七十三	特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
35	都道府県知事	百七十三の二	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業実施要綱に基づく先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの